

地域産品ブランド戦略推進支援業務委託

公募型プロポーザル事業者募集要項

1. 事業概要

本事業は、養殖ガザミに対する既存のイメージを払拭し、新たな価値を創出することを目的とする。また消費者に対し、養殖ガザミが育成された環境、生産者の想い、食卓に至るまでの過程を丁寧に伝え、消費者の心に訴求するクリエイティブ性の高い表現を用いて情報発信を実施し、ブランド構築を図るための事業である。

2. 事業の目的・概要

(1) 業務名

地域産品ブランド戦略推進支援業務委託

(2) 業務履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

本プロポーザルにより選定された事業者とは、提案された内容のうち、令和7年度に割り当てられた事業について契約を締結し、契約書等に示される履行期間において事業を完了させること。

なお、令和8、9年度については、取組全体の履行状況等を勘案の上、当該年度に別途業者選定・契約・事業進行等を行うものとするが、予算が議決されることを前提とし、予算が成立しなかったとき、または国の補助事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定の内容が本プロポーザルの実施に重大な影響を及ぼす場合、本プロポーザルに基づく契約は締結しないものとする。

(3) 業務目的

商品を作り出す創り手、消費者、商品を魅力を伝える担い手、この3者が相互に関わり合いブランドを通じたコミュニケーションを実施し、地域産品が地域活性に寄与することを目的とする。

目的の中でも以下5点が特に注力したい項目となる。

- ① 養殖ガザミのイメージ刷新と新たな価値創造
- ② 消費者への共感と理解を深める情報発信の展開
- ③ 五感に訴える体験を通じた商品魅力の最大化
- ④ 販路拡大と高価格取引の実現
- ⑤ 地域経済の活性化と持続可能な養殖事業の確立

(4) 業務内容

上記業務目的を達成するための具体的な方策について、受注候補者の提案書に基づき特記仕様書に反映し業務内容を定める。

【第1年度】基盤構築・認知拡大

養殖ガザミのブランド確立に向けた基盤を構築し、認知度向上を図るための業務。

【第2年度】テストマーケティング・ブランド浸透

第1年度の成果を踏まえ、テストマーケティング等を通じてブランドの浸透を図るための業務

【第3年度】ブランド確立・販路拡大

第2年度までの成果を踏まえ、ブランドの確立と販路拡大を図るための業務

(5) 標準業務金額（提案上限金額）

令和7年度：560万円（消費税込み）

令和8年度：1,300万円（消費税込み）【予定】

令和9年度：1,200万円（消費税込み）【予定】

3年間合計：3,060万円（消費税込み）【予定】

※上記金額には、業務に必要な一切の費用（人件費、旅費、交通費、印刷費、広告費等）が含まれます。

3. 募集要領

(1) 受注候補者選定方針

受注候補者の選定については、豊後高田市の職員で構成する「地域産品ブランド戦略推進支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において、業務実績、事務所の所在等による客観評価、提案書に基づく提案内容の妥当性及び実現可能性等の企画提案評価、参考見積書の価格評価を実施した上で、客観評価点、企画提案評価点及び価格評価点の合計点が、提案者の内、最高得点者を受注候補者、次の得点者を次点受注候補者として選定する。

(2) 実施スケジュール（予定）

実施内容	実施期間または期日
公募開始の公表（募集要項等の配布）	令和7年4月17日（木）
募集要項等に係る質疑の受付	令和7年5月1日（木）17時まで
募集要項等に係る質疑への回答	随時回答／ホームページ掲載
公募型プロポーザル参加届の提出	令和7年5月1日（木）17時まで
参加確認通知	令和7年5月8日（木）
企画提案書に係る質問書の提出期限	令和7年5月1日（木）17時まで
企画提案書に係る質問に対する回答	随時回答／ホームページ掲載
企画提案書の提出期限	令和7年5月1日（木）17時まで
1次審査（書類審査）	令和7年5月13日（火）
1次審査結果	令和7年5月14日（水）
2次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年5月19日（月）
受注候補者及び次点受注候補者の決定通知 審査結果の公表	令和7年5月21日（水）
契約締結	令和7年6月2日（月）

(3) プロポーザル審査委員会の構成

①委員 市職員5名

②事務局 豊後高田市水産・地域産業課 担当野崎

電話 0978-54-3111 F A X 0978-54-2445

Eメール suisan@city.bungotakada.lg.jp

(4) 参加資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 豊後高田市指名停止等措置要綱に基づく指名停止要件に該当しないこと。
- ウ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)、県税及び市税を滞納している者でないこと。
- エ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- キ その他
地方創生、地域活性化、ブランディング、マーケティング等に関する知見及び経験を有する法人又は団体であること。

4. 応募手続き

(1) 公募型プロポーザル参加届の提出

本業務にかかる提案について参加を希望する者は、メール、郵送(必着)または直接持込みにて下記の書類を各 1 部提出するものとする。

① 提出書類

- i 公募型プロポーザル参加届(様式 1)
- ii 会社概要書
- iii 誓約書(様式 2)

② 提出期限

令和 7 年 5 月 1 日(木) 17 時まで

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

令和 7 年 4 月 17 日(木) から令和 7 年 5 月 1 日(木) 17 時まで(必着)

(3) 企画提案書の提出

本業務にかかる提案について参加を希望する者は、メール、郵送(必着)または直接持込みにて下記の書類を提出するものとする。

① 提出書類

- i 企画提案書 7 部
- ii 参考見積書及び見積内訳書 7 部

② 提出期限

令和 7 年 5 月 1 日(木) 17 時まで

③ 企画提案書等の作成の注意事項

- i 企画提案所は A4 判横書き 1 枚を 1 ページとし記載すること。ただし、両面印刷は不可、カラー印刷可。文字の大きさは原則として 10.5 ポイント以上とすること。
- ii 参考見積書、見積内訳書には、様式自由により各項目の金額を記載すること。
- iii その他 企画提案書等の提出期限後の差し替え、追加等は一切認めない。

- ④ 以下の内容を含む提案書を提出すること。
 - i 会社概要（所在地、資本金、従業員数、事業内容等）
 - ii 業務実施体制（担当者の氏名、役職、経歴、資格等）
 - iii 業務実施方針（本業務に対する基本的な考え方、課題認識、解決策等）
 - iv 業務実施計画（具体的な作業工程、スケジュール等）
 - v 技術提案（2. 事業の目的・概要（4）業務内容に関する具体的な提案）
 - vi 同種又は類似の業務実績（過去5年以内の実績を具体的に記載すること）
 - vii その他、本業務に関する提案事項
- ⑤ 企画提案書評価基準提案書の評価基準は、別表のとおりとする。

（4）企画提案書等に係る質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和7年4月17日（木）から令和7年5月1日（木）17時まで（必着）

② 受付場所

事務局 豊後高田市水産・地域産業課 担当野崎
豊後高田市見目110番地 豊後高田市役所香々地庁舎
電話 0978-54-3111 F A X 0978-54-2445
E メール suisan@city.bungotakada.lg.jp

③ 提出方法

質問書（様式3）に質問事項を記入し、電子メールにより事務局へ送付の上、電話で着信確認を行うこと。なお、電話・FAX等での質問は受け付けないので、注意すること。

④ 質問回答について

質問に対する回答は、随時豊後高田市のホームページ上にて公開する。

（5）提出書類作成上の留意事項

- ① 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。
- ② 公募型プロポーザル参加届についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認出来ない場合には、説明を求めることがある。

（6）審査の方法

審査は、プロポーザル審査委員会において実施する。

① 1次審査（書類審査）

ア 審査方法

提案者の提出書類を評価基準に基づき採点する。合計得点により順位を決定し、1次審査の通過者を4者程度選定する。なお、1次審査の点数が同点の場合には、「類似業務実績」が高い方を、「類似業務実績」が同点数の場合には、「事務所の所在」が高い方を1次審査の通過者とする。

イ 結果通知

1次審査通過者については、公募型プロポーザル参加届（様式1）に記載されたE-mailアドレス宛に電子メールでロポーザル選定結果通知書（様式4）を通知する。なお1次審

査を通過できなかった者に対しても、特定されなかった旨をプロポーザル選定結果通知書（様式 4）にて通知する。また、豊後高田市ホームページにも選定結果を公表する。選考理由、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

② 2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 開催時間及び会場プレゼン等の開催日程は令和 7 年 5 月 19 日（月）を予定しているが、具体的な日時については別途、個別に通知する。

イ 出席者プレゼンテーションへの出席は、本業務の担当者を含む 3 名以内とする。

ウ プレゼンテーション時間プレゼンテーションの時間は 15 分以内、その後に審査委員からの質疑応答等のヒアリングを 10 分程度実施する予定である。パソコンのセッティング等の準備時間は別途設けることとする。

エ 選定方法

i 企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき審査し、1 次審査と 2 次審査の合計得点により、本業務の受託者として適すると認められた者を受注候補者として特定する。なお、受託候補者以外の者についても、得点数が高い者から順位を付す。

ii 各審査委員の合計得点数が評価点合計の 6 割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は、選定の対象としない。

iii 提案者が 1 者の場合であってもプレゼンテーションを実施し、最低基準点を満たす場合は受注候補者として特定する。

オ 結果通知

企画提案書を提出した者の中から、評価点の合計が最上位であるものを受注候補者、第 2 位であるものを次点受注候補者として特定し、公募型プロポーザル参加届（様式 1）に記載された E-mail アドレス宛に電子メールでロポーザル選定結果通知書（様式 4）にて通知する。なお提出した提案書が特定されなかった者に対しても、特定されなかった旨をプロポーザル選定結果通知書（様式 4）にて通知する。また、豊後高田市ホームページにも選定結果を公表する。選考理由、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない

カ 留意事項

i プレゼンテーションは提案者が提出した提案書等の記載内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。

ii スライド用のパソコンを持参すること。プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。なお、プロジェクターはパソコンとの接続ケーブルを含み、接続端子は HDMI (タイプ A) となるため、対応していないパソコンを使用する場合には、当該端子へ変換するアダプタを持参すること。

5. 権利について

本事業の実施により生じる一切の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等）は、その発生と同時に、無償かつ独占的に豊後高田市に譲渡するものとする。譲渡には、これらの権利の登録、出願、維持、管理、利用、処分、防衛に関する一切の権利が含まれる。

6. 留意事項

提出された書類は返却しない。

提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。

別表) 評価基準

提出された提案書に基づき、下記の項目を総合的に評価し、選定を行います。

1 次審査 (書類審査)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
類似業務実績	本事業との類似業務 経験	● 類似業務の実績が豊富であるか。 ● 過去の業務成果が明確に示されているか。 ● 提案者の専門性や経験が活かされているか。	10
事務所の所在	主たる事務所の所在	● 提案者の事務所の所在はどこか。 ● 地域密着性や迅速な対応能力が評価されるか。 ● 支援体制が整っているか。	10
合計点			20

2次審査（プレゼンテーション審査）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
提案内容の妥当性及び実現可能性	策定の具体的な調査項目、実施手法	● プロセス設計の明確さ：提案されたプロセスが論理的で、目的達成に向けた具体的なステップが明示されているか。 ● コンセプトの適合性：提案されたコンセプトが目的に適合しているか、またその方向性が明確に示されているか。 ● リスク管理策の適切性：提案内容におけるリスク管理策が適切に考慮されているか。	25
実施体制の適切性	担当者の経験、人員配置	● 実施体制が明確に定義されているか。 ● 各担当者の役割と責任が明確か。 ● コミュニケーション体制が整備されているか。	10
業務スケジュールの理性	安全なスケジュール、合理性	● スケジュールが現実的で達成可能か。 ● 各工程の所要時間が適切に見積もられているか。 ● 進捗管理の方法が明示されているか。	10
費用見積の合理性	費用の妥当性	● 費用見積が詳細かつ明確であるか。 ● 市場価格と比較して妥当な金額であるか。 ● 費用の内訳が明示されているか。	10
提案者の創意工夫	事業に活かすことができる事業者の特長	● 提案に独自性や革新性があるか。 ● 課題解決に向けた新しいアプローチが示されているか。 ● 提案内容が他の提案と差別化されているか。事業に沿っているか。	25
合計点			80

